

弔慰の支出基準

区 分		
自治功労者	本人	
	配偶者・一親等	
議会議員	現職	本人
		配偶者・一親等
	元職	本人
行政委員会等の委員	現職	本人
		配偶者・一親等
理事者	現職	本人
		配偶者・一親等
	元職	本人
職員 (再任用職員を含む。)	現職	本人
		配偶者・一親等
	元職	本人
会計年度任用職員	現職	本人

備考

- 1 「配偶者・一親等」とは、配偶者、子、実父母、養父母及び同居姻族の父母をいう。
- 2 「行政委員会等の委員」とは、議会議員を除く非常勤特別職の委員等をいう
(町長の推薦を受け、国・府から任命等された者を含む。)
- 3 「会計年度任用職員」とは、フルタイム会計年度任用職員及び月額で報酬を定める
パートタイム会計年度任用職員であって、勤続1年以上のものをいう。
- 4 「元職」は、町内に居住している者とする。ただし、元職員にあつては、
町内に居住し、かつ、勤続20年以上であつた者をいう。